

## 山口大会のまとめ

山口大会は平成11年度の新潟大会から始まる第5次研究中期計画の最終年度にあたる。全事研は、この間の大会テーマとして、「確立しよう！ 教育に資する主体的な学校事務を確立を…」を掲げ、「年次別課題」に沿って継続的な研究の推進を目指してきた。

研究中期計画(案)は、「各県・各地域の置かれている事情の違いを越えて共通する学校事務の未来像として『理想的な学校事務像』をどのように描き、また、それを全国的な共同研究・共同実践を通して、いかに実現することができるのか」とともに考え、研究の積み重ねを図ることをねらいとしている。ここでは5年間の研究の流れを辿りながら、山口大会の成果と課題を整理してみたい。

初年度の新潟大会が開催される前年に公表された中教審答申「今後の地方教育行政の在り方」では、「学校の自主性・自律性の確立」が提言される中で、学校の事務・業務の共同処理に触れるなど、教育改革の達成とリンクして「学校事務の諸課題」の解決が要請されることとなった。その後の学校、学校事務を取り巻く環境の変化は、予想を上回るスピードである。コミュニティスクール構想を挙げるまでもなく、これからの学校経営を語る時、もはや「学校外部」に開かれたという用語が陳腐に感じるほど、保護者や地域住民の意向を踏まえるべきことは当然視されるようになってきている。

一方、事務職員には、義務教育費国庫負担制度適用除外、公務員制度改革やアウトソーシング化の進行といった事務職員制度を根幹から揺るがしかねないような危機感に常に直面している。

こうした中で、学校事務職員も意識を変えて、学校経営の今日的課題を理解し、現実、その円滑な推進のため積極的な役割を果たしていかなければ、より魅力的な、価値のある職として生き残っていくことは難しい。様々な制度的課題の存在を意識しつつ、平成12年度の岩手大会、13年度の三重大会、そして昨年群馬大会と、各大会ごとに各地区・各地域における学校経営を担う立場から学校事務改善の実践例を綴ってきた。

その結果は、平成14年4月に制定された小中学校設置基準の精神、あるいは、新学習指導要領の目指す方向などから、事務職員の新たな役割を「地域・保護者との連携」「情報の積極的提供」「学校評価」等の中に求めるべき、という点で全国的な共通理解を得るという成果をもたらした。

そして、計画最終年度の山口大会では、そうした学校事務のあるべき姿を現実のものとして、学校に定着させることのできる事務職員の資質・能力を考え、その育成に必要な「研修制度の体系化」はどうあるべきかという面から年次別課題に迫り、5年間の継続研究を締めくくった。今大会3日間には様々なことが議論されたが、来年の高知大会から始まる第6次研究中期計画に引き継ぐ課題の整理という点からまとめをしておきたい。

## 山口大会の成果と課題

### 共同実施に関する研究のまとめ

大会第1日目の全体研究会では、第7次定数改善計画にもとづき、平成15年4月現在339名(計画完結時726名)の定数加配を受けて実施されている「学校事務の共同実施」が話題となった。姫路工業大学、清原正義氏、宮崎県教育庁教職員課、日渡円氏、青

森県、八戸市立学校事務支援室船橋敏昭氏3名に方に出席いただいたのシンポジウムでは、八戸市の船橋氏より、集中配置により共同実施組織全域の学校事務支援の取組を目指して、支援室を設置した経緯等が紹介された。続いて平成11年度の研究枠加配の時期から全県的な取組を進めてきた宮崎県の実践を背景に、日渡氏より公務員制度改革を視野に入れての取組強化の必要性が指摘された。そして、最後に姫路工業大学、清原正義氏より学校事務の組織整備の斬新な取組への期待が述べられ、まとめとして「最終的に学校事務職員の定数・格付け等を決めるのは、社会の事務職員に対する『期待』『評価』であり、長期的な展望が必要である」との助言をいただいた。

「平成18年度の公務員制度改革を視野に入れて、共同実施を有効に活用し乗り切るべきである」との日渡氏の発言は、我々事務職員にとって、今後さらに共同実施の実践が重みを持つてくることを意味する。共同実施を学校間連携や事務センターの設置に伴う事務組織の改革に結びつける形での効果的な実践は少しずつ増えてはきているが、今後も、教育委員会と学校（事務）との事務再配分を前提に、地方教育行政上の重要な課題のひとつに位置づけて、さらに積極的な取組を求めたい。

#### 共同実施と市町村合併

平成の大合併といわれる市町村合併の動きがある。これは、行政改革、地方分権改革の議論の中から生まれてきたものであるが、99年7月の合併特例法の改正を含む地方分権一括法が制定されたころから国レベルの合併推進の動きは顕著になってきた。合併特例法の期限である2004年度内までという短期間に大規模な市町村合併が実現されることになるので、その対応には急を要する。地方分権と情報通信革命の進行する中での市町村合併であることが、平成の大合併の一つの特徴であると言われており、コミュニティネットワーク化と学校の関わりということも含めて、事務職員としても、アンテナを高くして情報の収集等に努める必要がある。

現在は、約7割が小規模教育委員会と言われ、教育委員会の役割の見直しにあたり、学校事務職員の機能発揮という観点から各学校の事務・業務再配分が求められるべきであると、その論拠が明らかとされてきた。市町村合併や、小規模教育委員会の連携が広がり、行政能力が高められ、あるいは効率化が進んだとき、はたして、それがそのまま通じるものなのか、地方分権時代であるからこそ、地域によっては新たな課題への対応も求められる。このことに関して、姫路工業大学 清原正義氏は、「市町村合併に伴い、管理規則や財務取扱要綱のあり方等を含めて様々な変更をしなければならない。学校事務のスタイルを変えるいい機会である」（第3分科会）と学校事務のレベルアップと結びつけて考えるべきことを示唆している。いずれにしても今後の対応如何であろう。この問題に対しては、加配のない共同実施を含めて、各市町村単位での政策課題と捉えて検討していく必要がある。

#### 学校の自主性・自律性の確立と地方分権改革への対応

地方分権改革への対応を意識的に捉えて、年次別課題である研修制度や校内運営、事務職員の職務を改善しようとする提案が多くの分科会で行われたことは、今大会の特徴の一つである。

例えば、政策提言のできる事務職員の育成に関する本部の発表は、分権化の進む中で、自律性・自己統治能力が学校にも求められるようになってきたことと表裏一体にある。政策提言には、一定の目標を立て、それが実現するために必要な枠組みや仕組み、すなわち新しい制度を作り上げていくための政策形成能力が必要となる。本部研究分科会では、その能力として“課題発見・解決能力”“業務処理能力・幅広い知見”“制度設計・立案能力”“対人能力・調整能力”の4つを挙げている。

また、予算配当方式から総枠提示方式へと移行した岡山市における市教委による財務事務研修会を実現させた取組が第4分科会で発表されたが、この取組も「中核市への研修に関する権限の委譲」を受けてのものであり、分権化に的確に対応するものと言える。

第2分科会の鳥取県の発表においても、平成14年3月に「標準的職務の規定化」を成し遂げた鳥取県の通知の中で、事務職員の能力活用が必要となる根拠として、「学校の自主性・自律性の確立」が挙げられている。さらに、第3分科会・鳥根県の、学校裁量権限拡大をテコとした事務職員の役割見直しを行い、事務部を総括する位置づけを獲得した事例も、分権化を学校事務の確立にとって有利な状況に変えていこうとする取組のひとつである。第6分科会・山口県の「時代の変化に対応できるしなやかな学校事務」では、教育行政の縦の関係の陰で認識の薄かった地域・家庭・学校という横の関係を見据えて、学校事務の幅を広げ実践に取り組もうとしている。

分科会での発表や意見交換の中では、事務職員の意識改革は確実に進んでいる。しかし、教育委員会等の関係機関も同様の認識をもち、実際に教育改革に事務職員を活用するため、具体的な施策に取り組む、という事例は相変わらず広がってはいない。このことこそ今後の真の課題であろう。

#### 情報化・コンピュータ化による学校改善

2点目は情報化・コンピュータ化に関する研究の進展である。事務処理の効率化の有効な武器としてコンピュータを活用し、積極的に事務改善を図るという方向での取組が一層本格化してきていることが裏付けられた。

第1分科会・鹿児島県では、校務ナビゲーターの利用による実践として、校内LANを用いて教職員全員が同じ情報を共有することで事務・業務を効率化、校務分掌の機能化を図る提案がされた。

また第5分科会・広島県の「情報化における事務職員の役割」では、情報管理者として学校組織の情報化を推し進めていこうとする提案があった。

いずれも学校全体の経営改善を目指す取組であり、かつてのような個人レベルの事務効率化とは一線を画すものである。

事務室内の効率化だけではなく、学校全体、さらに地域との関わりも視野に入れて、事務職員が情報化の進展に対応していかなければ、中教審等で事務職員に期待されている「教育の情報化」の推進役であるとの認識を得られることは難しいと思われる。このことから、今回の提案については、今後の学校事務情報化の方向がどうあるべきかを示唆するものとして有意義な研究実践であったと言えよう。

(落合 孝)

